

## 子どもの権利擁護委員制度の内容

区分	決定内容	
相談窓口の場所	青森市総合福祉センター2階 (青森市中央3丁目16番1号)	
相談機関の名前	青森市子どもの権利相談センター	
相談の受付時間	月曜日～金曜日 午前10時～午後6時 (土日・祝日・年末年始はお休み)	
相談する方法	相談窓口に行く	相談者が直接、相談窓口に行く
	電話する	0120 - <sup>みんなを</sup> 370 - <sup>むすぶ</sup> 642 (フリーダイヤル)
	ファックスする	017-722-2350
	メールする	ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp (青(森市)-こどもけんり)
	手紙を送る	〒030-0822 青森市中央3丁目16番1号 青森市総合福祉センター2階 青森市子どもの権利相談センター
	相談員に来てもらう	自宅や近くの市民センターなど、相談者が希望するところに来てもらう
相談対応する人	<p>○青森市子どもの権利擁護委員 3人 (弁護士、大学の先生、臨床心理士)</p> <p>○調査相談専門員 3人 → <b>現在募集中</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの立場を最優先に考え、子どもの声をきちんと受け止めることができる人</li> <li>・子どもの権利保障の推進に関し熱意があると認められる人</li> <li>・大学などで教育、児童福祉、心理など、子どもの成長発達に関わることを学ぶとともに、子どもに関わる活動経験がある人</li> </ul>	